

令和4年第4回長南町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年12月13日(火曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 1号 長南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 長南町第5次総合計画における前期基本計画を変更することについて
- 日程第 9 議案第 9号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第10 議案第10号 令和4年度長南町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第11 議案第11号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第12号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第13号 損害賠償額の決定及び和解することについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(12名)

1番	宮 崎 裕 一 君	2番	林 義 博 君
3番	河 野 康 二 郎 君	4番	岩 瀬 康 陽 君
5番	御 園 生 明 君	6番	松 野 唱 平 君
7番	森 川 剛 典 君	9番	板 倉 正 勝 君
10番	加 藤 喜 男 君	11番	丸 島 な か 君
12番	和 田 和 夫 君	13番	松 崎 剛 忠 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	副	町	長	佐	久	間	静	夫	君						
教	育	長	糸	井	仁	志	君	総	務	課	長	仁	茂	田	宏	子	君				
企	画	政	策	課	長	河	野	勉	君	企	画	政	策	課	主	幹	田	中	英	司	君
財	政	課	長	江	澤	卓	哉	君	税	務	住	民	課	長	高	徳	一	博	君		
福	祉	課	長	長	谷	英	樹	君	健	康	保	険	課	長	金	坂	美	智	子	君	
産	業	振	興	課	長	石	川	和	良	君	農	地	保	全	課	長	三	上	達	也	君
建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君	ガ	ス	課	長	今	関	裕	司	君		
給	食	所	長	三	十	尾	成	弘	君	学	校	教	育	課	主	幹	徳	永	哲	生	君
生	涯	学	習	課	長	風	間	俊	人	君											

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 今 井 隆 幸 書 記 山 本 裕 喜

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日が最終日となりますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和4年第4回長南町議会定例会第7日目の会議を開きます。

（午後 1時32分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第1、議案第1号 長南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

なお、質問者及び答弁者は自席で起立し、発言をお願いいたします。

これから質疑を行います。

7番、森川君。

○7番（森川剛典君） 7番、森川です。

基本的に定年延長は賛成の立場ですが、公務員の定年延長が行われていく中で、本町の職員も60歳定年が65歳になるということで、大きな変化点という観点から、その基本的な捉え方について質問していきたいと思えます。なお、所管の総務経済委員会で不明な点は質問しましたが、今後の財政に関わる部分を重点といたしまして、多少の重複もお許しいただきながら3点ほどお聞きいたします。

1つ目、定年制延長に伴い、最終整理年度が終了した時点での人員予想はどうなるのか。職員数として正規職員、会計年度職員、またそれに向けてどういう方針で人員を調整をしていくのかを伺いたしたいと思います。

2点目、人員の変動により、人件費の増減、定年制延長による退職金の増減も考えられるが、私的には人件費の増額を予想しています。人口減の当町の財源の中で負担が多くなると思いますが、それに耐えられるか、その辺について財政の観点をお願いいたします。

3、似たように蛇足的観測ですが、将来の人口が減と予想される中で、厳しい財政状況が予測される中で、職員の賃金カーブの抑制や年休・育休、こういう日本の少子化に向けた対策に最も重要な育休、こういう取得の職員の働く環境に変化はないのか、また会計年度職員抑制等による残業の増加につながる懸念はないか、この3点をお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、3点の質問の中で、1点目からお答えさせていただきます。

現在の定員適正化計画では、職員数を130人としています。今年度の4月現在では118人の職員となり、定員

管理の定数から見れば12名の減となっているところでございます。今後の事務の複雑化や多様化などを考えますと、職員数の削減は難しいと考えておりますので、会計年度職員等を活用してまいりまして、定員適正化計画の方針といたしましては、現在と同等の130人を維持していくことで考えております。

次に、2点目でございますけれども、今回の改正につきましては、国の制度に準じまして、地方公務員法が改正されたことに基づいて、本条例の改正を上程しているところでございます。職員数等につきましては、定員適正化計画に基づきまして、最少の経費で最大の効果を上げ、多様な住民ニーズに対応できる組織体制とするところでございます。令和5年度には第6次の計画策定を予定しておりますので、町の施策や人件費予算等を反映し、またこのたびの高齢期の働き方の多様性を反映いたしました定員適正化計画を策定してまいります。

次に、3点目でございますけれども、有給休暇や育児休業の取得、また時間外勤務の状況につきましては現在の実態と特段の違いはないと考えておりまして、60歳以後の職員の働き方として多様性が広がる制度改正でもありますので、後輩の下で働くことにもなります。そうしますと、周囲がやりにくくならないような配慮も必要になるかもしれません。それでも、若い職員に対しまして、経験や知識を伝え残すことは高齢職員でなくてはできないものと考えております。

以上、3点の答弁といたします。

○議長（松野唱平君） 7番、森川君。

○7番（森川剛典君） 1点から3点も絡んでくるので、ちょっと明確に質問できるかですが、5年定年制が延長になると。そうすると、単純に計算すると、職員数の約40年だから8分の1とか、その辺の12.幾つで掛けると15人ぐらいになるかなと。1年間平均で3人増える、そんな計算をしたときに15人増える。新人の抑制もしないという考えでしょうから、そうするとこれは微妙な差ですけども、12のところは3は足りないし、130になれば先ほど言った財政の問題で、今110のものが130になれば、それは定員はそうだと言いながらも、やはり人件費が増えると思うんですね。だから、その辺が片や現況よりは増えるんだと、財政厳しくなるんじゃないかと私は思っているんですね。

そういう中で、具体的によい知恵、お題目でやれるのかどうか、その辺の確認と、将来財政を見据えたところ、3回目のところで町長に聞いていますけれども、この財政的に、じゃしっかりやってくれと言うと、じゃ現状維持の中で最大の効果を発揮していくとかなったら、いや実際の仕事に対して要員が増えないですね。職員が働く環境が悪くなっていくじゃないですか。

だから、この両面、財政とその最大の効果を発揮して適正という言葉、これでやっていくしかないんですが、ただ定年制延長があまりに財政を気にするあまりに、労働者に負担をかける、まだ男性だって育休なんか多分取れていないと思うんですよ。でもほかの職場ではもう取っているって話も聞いていますし、そういう問題を抱えながらこの定年延長を、期間は長いですけどもやっていかなきゃいけないと。

この最初の基本方針、それが大事だと思うんですよ。そういうところで、雇用環境が悪化につながらないかどうか、これはぜひ町長からも考えを併せて伺いたいと思います。それと、トータル的に基本方針として町長はどのように考えているか、これを伺っていきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 森川議員の定年制に関するご質問ですけれども、この定年が延長されても、先ほど総務課長のほうから話がありましたように、人員はあくまでも定員適正化計画に基づいて確保していることとなります。したがって、人員不足による職場環境の悪化ということは考えておりません。

今回の制度改革で一番大きなところは、職員のほう、年齢構成、これが変わってくるということでもあります。先ほど財政のお話もありましたけれども、新規採用職員の抑制はしないようにというようなことも言われておりますが、私としては、当分の間は新規採用職員を雇用せざるを得ないのではないかというふうに思っています。

そういった上で何が大事かという、やはり延長となる職員の働き方、意識改革、こういったものが重要になってくるかと思っております。それから、財政面から言いますと、人件費も需用費の一部でございますので、そういう観点からの予算編成に努めていきたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川君。

○7番（森川剛典君） これから取り組む課題ですのでいろいろやり方があると思いますが、今お話ししたように労働環境、それから財政面、そういうことを考えながら、古い話ですけれども、やはり郵政省でも定年延長になったと、郵政事業会社ですね、やったときは、定年制延長のときはなるべく同じ職場から変えろとか、そういう配置を変えたりしていました。でも、実際にはやはり効率的ではないんですね。また、新たに教えなきゃいけないとか。

その辺も踏まえまして、先ほど最大限という話がありましたので、ぜひ定年延長に向かっていく際についてはご努力をお願いして、質問を終わります。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 3点質問をしたいと思います。

1つは、議案書の3ページにありますように、管理監督職とは係長職も入るのか、また課長や課長補佐などでしょうか、お答えください。

2つ目、4ページの9条の（1）、（2）、（3）というのがありますけれども、ちょっとこれはどういうことが当てはまるのか、お答えください。

3つ目、10条の異動期間の延長についてです。異動期間を延長する場合、ほかの管理監督職に降任するなどする場合、あらかじめ職員の同意なければならないとありますが、現在とこれ変わった場合とどう違うのか教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、3点今質問をされまして、1点目の管理監督職とは課長と課長補佐となります。ですから、係長職は含まないということになります。

次の2点目ですけれども、第9条の（1）から（3）の具体的にはどのような内容ですけれども、この該当する内容といたしましては、特別なプロジェクトの継続の必要性がある場合、特殊な技能が必要な職務、

職員の年齢別構成、その他のこれらの欠員を容易に保管することができない特別な事情がある場合と定められております。

次の3点目でございますが、10条の関係の情報提供等の関係ですけれども、管理監督職への任用、また降任などの場合の職員への対応ということでございますけれども、このたびの制度改正では定年の原則が65歳へと引き上げられたこと、管理監督職を占める職員については、原則として60歳時点において管理監督職勤務上限年齢制の適用を受けることとなること、60歳以降の職員については給与水準が60歳時点の7割に設定されること、60歳以降に本人の希望に基づき、定年前再任用短時間勤務制が導入されること、このように60歳以降に適用される任用や給与がこれまでと異なる制度改正となっております。

このことから、対象職員には60歳以降の任用や給与などの制度の情報提供、及び本人の意思確認を行う規定が設けられておりますので、対象職員一人一人の勤務の意思を書面にて確認してまいるところでございます。現在におきましても、再任用になる場合には、やはり書面で本人の意向を確認しているところでございます。以上となります。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第2、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 2つ質問をします。

1つは、現在の再任用職員の人数は何人なのか教えてください。

2つ目は、給料は100分の70に全て統一されるんですか。これは果たして定年までの職員を基準給料明細というのが適用されるか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、1点目の再任用職員の4月1日現在の人数ですけれども、5人という状況となっております。

2点目の給料月額7割支給の関係ですけれども、60歳に対する職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定されることと国家公務員の取扱いに準じまして、地方公務員も同じようになります。そして、段階的に年齢が引き上げられますので、その間は7割水準ということが維持されます。

以上です。

〔発言する人あり〕

○議長（松野唱平君） よろしいでしょうか。

ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第3、議案第3号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） この公費負担の条例は、昨年の第4回定例会で出されました。今回の改正は、自動車の借入れが300円、自動車の燃料が140円、選挙運動ビラが22銭、ポスター作成は16円25銭上がるようになって、これまでと比べると5,750円上がると書かれていますけれども、それぞれの値段が値上げになっていますけれども、この数字の根拠は何なのか、お答えください。また、1人当たり5,750円経費が値上げされると考えてよろしいのか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。
仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、初めの数字の根拠でございますけれども、これは公職選挙法の施行令の一部を改正する政令が令和4年4月に公布されたことによりまして、単価などの限度額を改正させていただくものでございます。

次に、1人当たりの経費の引上げ額ということでございますけれども、まず自動車の借入代が5日間で差額は1,500円、自動車の燃料代が5日間で差額が700円、選挙運動用ビラ1,600枚で差額が352円、ポスター作成では131円、そしてこれには加算額がありますので、5,750円が差額となりますので、合わせまして8,433円となります。なお、全体的な1人当たりの公費負担の限度額といたしましては、53万7,218円となるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 1人当たり8,433円でよろしいでしょうか。はい、分かりました。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 反対ですか、賛成でしょうか。

〔「反対」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 反対の発言を許します。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 今お聞きしたように、確かに公職選挙法が改正なったといえども9,233円、立候補1人当たり上がると、15人だとすれば約15万円ぐらい町の経費がそれだけ持ち出しになると思います。それだったら、確かに少ない額にしる何らかの施策ができるんじゃないかと考え、またこの値上げはほかに活用したほうが良いと考えますので、反対をしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、林君。

○2番（林 義博君） 賛成討論させていただきます。

本条例の改正につきましては、公職選挙法の一部を改正する政令が成立され、交付されたことによるものでございます。3年に1度の参議院議員通常選挙の年にその基準額の見直しを行っており、物価の変動及び消費税増税を踏まえ、公営単価の改正が行われたこととなります。

この条例により、町村の選挙によって立候補者の見識が広く伝達できる機会が増えることになりました。また、町村議会の立候補者が減ってきている現状では、全体的に見て必要な条例の一部改正だと考え、賛成するものであります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） ほかに討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第4、議案第4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） ちょっと教えていただきますが、その昔なんですけれども、今回の課を統合するという話ですが、昔企画財政課というのがたしかあったような気がしまして、私企画と財政と一緒にジョイントするような課というのはどうなのかなと思っていました。というのは、プランをつくる課と、それにお金が必要であればお金をまた工面する財政課というような感じで、それが一緒に同じ課でいますといいプランもできてこないんじゃないかなということを思っておりましたら、その後今の体制ですかね、分かれたということによかったなと思っておりましたが、今回いろいろな諸事情があってまたこの2つが合体して企画と財政が一緒になるということで、必要なのかもしれませんが、今言ったとおり、計画をするほうとお金をつかさどるほうと一緒にいるということで、プランがあまり出せないというようなことがないのかなという心配をするわけですが、その辺の感じはいかがお考えでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今回、企画政策課と財政課を統合をさせていただく提案でございますけれども、この両課が分かれておりますと、町の施策事業と予算の調整に時間を要したりすることがございます。今回この2課が統合することで、計画的な部分と予算的な部分を同時に進めることができる、それはスピード感を持った効率的な対応が図られるというように考えておりますので、このように提案をさせていただきました。

○議長（松野唱平君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 営業推進や耕作放棄地の解消などの業務は、前からも産業振興課と同じ内容も含まれていたのと一緒にしたらどうかとも言われておりましたから、これはよいと思います。

また、新たな生活環境課には、環境保全再生エネルギーまた有害鳥獣に関わる業務には、これからの役場には必要と思われる部署で、これはいいと思います。

しかし、加藤さんがおっしゃっていたように、企画政策課と財政課を統合することは、政策的な提案ができずに財政が縮こまってしまうのではないかという懸念がありますけれども、どうでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 統合することで、人事異動で配属される職員がその担当課で活躍していただくことになりまして、最終的には総合的にその職員等が判断する中で、様々な意見を取り入れながらバランスの取れた町づくりを進めていくものと確信しておりますので、統合をさせていただく提案をさせていただいております。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

4番、岩瀬君。

○4番（岩瀬康陽君） ちょっとお尋ねします。

建設環境課を建設課と生活環境課に分けると。そういう中で、それぞれの業務の専門化を図るというふうな説明を受けているんですけれども、僕がここに質問しているのは基本的に建設課ですよ。ということは、これは私が常々言っているんですけれども、言わば建設部門が庁内の中にも農業関係、それから建築関係、それから土木関係、大きく分けてあと教育関係もあります。その中で専門化って言われると、僕はなるほど、じゃ建設部門を一元化するんだという解釈でいるんですけれども、例えば今各課にまたがっている工事部門、それを統合するという解釈でよろしいんですかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今、岩瀬議員さんから、各課にまたがっている工事部門を統合するのでしょうかというお尋ねです。今回は条例で課を提案させていただいております、業務の内容につきましては、今いただいた内容等も精査していく中で業務内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） よろしいでしょうか。

4番、岩瀬君。

○4番（岩瀬康陽君） 小さい組織はいざという時のために集約しないと、特にインフラの維持管理や何かというのは非常に大事なんです。その中で、技術屋さんが、僕が考えている、足りないですね。非常に足りない。それで、事務の方が実際設計を組んだり現場監督する。これは非常に非効率的なんです。やはりこういうときには大胆に統合すべきだったんです。そうじゃないと、将来町のためにもよくないですよ。やはり技術屋さんというのは、1年、2年で一本立ちできません。やはり長い年月かけて先輩から後輩のほうに技術を伝承していく、そういうことが必要ですので、小さい組織の場合には一本化、僕はしたほうがいいと思いますので、その辺について僕と違う考えがあったらお答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今貴重なご意見をいただきましたので、副町長も専門家でございますので、そういう中でよく考えて、4月1日、機構が動き出せるようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 平野町長。

○町長（平野貞夫君） 工事部門関係を1本にするということは一つの案としてあるかもしれませんが、なかなか今の職員体制の中で全ての分野の工事関係を1本にするというのはなかなか非常に難しい。とはいっても、事務方がその工事執行、工事管理監督をしていくかというのは、それもまた難しい話でありますので、今の状況では技術関係については特に建設環境課のほうに各部門が業務依頼をすると、そういったような手続を経ながら今のある技術関係の分野で仕事をしていくと、そういったことで各課で業務依頼をするというような形で進めていければと思っています。行く行くは、もし許される人材が確保できていければ、一本化も図ることも必要かと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第5、議案第5号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 現在の印鑑登録証明書の発行状況をお知らせください。

また、コンビニエンスストアの今度この交付について、どれぐらいを見込んでいるか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

高德税務住民課長。

○税務住民課長（高德一博君） それでは初めに、印鑑証明書の交付状況でございますけれども、令和4年度上半期になりますが、4月から9月までの交付の件数は991件でございます。また、令和3年度につきましては2,043件、令和2年度は2,150件ということで、年間でおおむね2,000件程度となっております。

次に、コンビニ交付の見込みの件数ですけれども、他の自治体の交付状況のほうを見ましても、年を重ねるごとに件数のほうが増えていっている状況でございます。初年度に当たります令和5年度につきましては10%弱ではないかというふうに見込んでおります。

住民票のコンビニ交付の手続では謄本か抄本、また本籍地ですとかマイナンバーを記入をするのかしないのかなどの選択が必要となりますけれども、印鑑証明書につきましてはそういった選択がなく、簡単にコンビニで取得のほうができる証明書となりますので、多くの町民の方に利用していただきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 今回の改正の趣旨ということを見ますと、マイナンバーカードを利用することによりコンビニで印鑑証明が取得できるんだと。恐らく24時間、コンビニが開いておれば、日本どこでも印鑑証明がもらえるということで考えてよろしいのかなと思いますが、違っていたら教えてください。

それで、手軽に印鑑証明が取れるということで、印鑑証明というのは結構今まで非常に重要な書面でございます。実印を押すときに一緒につけてやるということでしょうけれども、悪用されますと財産がなくなってしまうとか、いろいろあるのかもしれませんが、システムがちょっとおかしくなったり、ハッカーとかいろいろな連中が何とかして印鑑証明を抜き出しちゃったと、これで被害が生じるということが、あまりこれはないと思いますが、ないことはないのかもしれませんが、このような場合、このシステムを作った町がそれの補償をするというような考えは考えておりますかということで一つ聞きます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

高德税務住民課長。

○税務住民課長（高德一博君） それでは初めに、交付ができます時間でございますけれども、こちらにつきましては今全国の自治体同様となっております、午前6時30分から午後11時までとなっております。なお、年末年始に当たります12月29日から1月3日の間につきましては、交付のほうができないというような状況となっております。

続いて、悪用の関係ですけれども、コンビニ交付の申請につきましては、地方公共団体情報システム機構、こちら通称でJ-LISというふうと呼ばれておりますけれども、そちらを経由をしまして申請がされることとなります。この強固なセキュリティーと情報管理によりまして、加藤議員の質問にありましたようことはないというふうには考えております。過去にはLGWAN回線の通信障害によりまして、一部の時間帯交付ができなかったというような事案はありましたけれども、情報漏えいなどの事案については発生はほうがしていません。

また、交付される証明書の裏面にはスクランブル画像、また偽造防止検出画像、牽制文字、QRコードと4つの改ざん防止の処理がなされますし、印鑑登録情報とその改ざん防止処理画像は別のサーバーで分散管理がなされることから、偽造することも不可能というふうには考えております。

もし加藤議員のおっしゃられたような事案が発生した場合に、その原因が町の過失によるものであれば補償は町がすることになると思っておりますけれども、悪用するためには実印も必要となりますことから、一般的にはないというふうには考えております。

また、コンビニの証明書の交付を受ける際には、マイナンバーカードを受け取る際に設定をいたします利用者証明用の電子証明書の4桁の暗証番号の入力のほうが必要となります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 改ざんをして云々というのはあれなんです、要は何かのうまい人が印鑑証明書を取っちゃったと、もらっちゃったと、いろいろあってもそれは正規で使えるんですけども、じゃこの印鑑の印影があるわけですから、これをちょっと作っちゃえということで、実印もどきものを作って実印と印鑑証明が作れちゃうと。何やるかというのはいろいろこれあって一概に言えないので、そういうこともないことはないだろうなと思ってちょっとお聞きしたわけでありましてけれども、ないことが一番望ましいんですが、ひとつよろしくお願ひしたいのと、先ほど今課長、暗証番号か何かの話をされましたですかね。私もマイナンバーカードを持っていて1回も使ったことはありませんけれども、キャッシュカードと同じでマイナンバーカードにも何かあの長い番号以外にほかの番号はなかったですよ。あったんですけど。作ってありました。ちょっとそれ。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

高德税務住民課長。

○税務住民課長（高德一博君） マイナンバーカードの暗証番号につきましては大きく4種類ございまして、まず英語と数字を組み合わせた6文字以上のパスワードの設定、こちら電子証明書関係に使われるものでございますけれども、それ以外に4桁の暗証番号が3つございます。こちらはそれぞれ用途によってということにな

りますけれども、今回の印鑑証明書、また住所証明書等は、マイナ・アシストにアクセスする暗証番号を利用しての活用というふうになります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 先ほども言ったとおり、カードは持っていますけれども使ったことがないものですから、暗証番号のことはちょっと今回よく分からなかったんでお聞きしたんですけれども、アルファベットを入れた何種類とか、あと4桁の数字があるとか、これまたよく教えていただかないといけません、基本的にカードが落ちているからカードを使えるものではないということによろしいかと思えますよね。拾ったカードをすぐ何かに使えるという要素は、暗証番号を知らなければできないよということでも了解をしました。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、議案第6号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第7、議案第7号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） ガス課長にお聞きするんですが、この間の議案の説明の中で、本町の町営ガスも今回の国の施策にのっかって、何がしかの補助をもらえるということではなかったんですか。ちょっと確認を一つ。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

今関ガス課長。

○ガス課長（今関裕司君） そのとおりです。1立方当たり30円の補助が出るということです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 1立方当たり30円を国が出してくれるんですか。すごいですね、これ。

それで、こういうことを聞きますよということで通知差し上げておりますけれども、県産の我々天然ガスは日本で一番安いのがちょっと下落しまして、何番目かに落ちた。それでも日本でも一番安いあれで、原油とか為替とかの影響はそんなに受けていない、県産の天然ガスですからね——と思うわけでございます。

今お聞きしたところによりますと、1立方30円出してくれる。ガスがただになっちゃうのかなというような感じもありますけれども、そもいかないんですが、ほかのところから、例えばほかのお客さん、事業者さんから、そんなにガスの値段が変わっていないのにこんなに30円も下げてもらっているんですかね、何かこれどういふことで、値上がりもしていないように下げてもらって申し訳ないけれども、どういう理由ですかねというふうに聞かれた場合に、お客さん、事業者にどういふ答えをしたらいいかというのをお聞きしたいと思えます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

今関ガス課長。

○ガス課長（今関裕司君） 県産天然ガスは、為替の影響もなく、ガスの単価も上がっていないのに国が補助し

てくれる理由を聞かれたらどう答えたらよいのでしょうかという質問だと思いますけれども、私も疑問に思ったところがありましたので、この電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金制度が設けられたときに、経済産業省のほうに、長南ガスは原ガスの価格も上がっていないので対象にならないのではないかと聞いてみました。経済産業省では、ガスだけでなく食料品や電気・石油等、あらゆるものが高騰している中で、国民生活の基盤を守るという本事業の趣旨をご理解いただき、本事業への参加、値引きの実施等への対応をお願いいたしますというふうに、そういう回答でございました。ですので、もし聞かれた場合には、そのように答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） なかなか難しい回答で、全部課長を呼んで答えてもらえばいいんですけども、そうもいかないんで、うまくまとめたのを何か作っていただいて、一般の素人の事業家が、こうこうこういう理由で我々というか、聞けば原ガスが上がらないんですけども、30円も引いてくれるということを説明できる何かものを作っていただければ、それをまたもらってこうこうですよということが言えるかもしれないので、ひとつその辺よろしくご検討お願いします。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第8、議案第8号 長南町第5次総合計画における前期基本計画を変更することについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 農産物直売所の活用とありますけれども、農産物直売所にかかわらず、道の駅的なものを考えたらどうですか。農産物直売所だけでは集客、また売上げも経年を経ての利益も薄いと思われそうですが、どのように考えますか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野企画政策課長。

○企画政策課長（河野 勉君） まず、農産物直売所を道の駅的なものというご質問ですけれども、まず第一義的にスーパーのない本町の状況を打開をするために、今回地元住民の生活利便性の向上を目標としています。そして、地元の台所としまして、クチコミなどで町外からの集客が増えてくようになれば、その次の段階として、道の駅的な要素を十分含んだ広がりがあるものになっていくものと考えております。

以上です。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） 5次計画で直売所関係なくすれば賛成なんですよ。直売というのを主とするのであれば反対したい感じなんですけれどもね。直売所にかかわらず、ほかのものでも考えているという、大まかな5次計画の中であれば非常にいいなと。ただ、直売所というふうに限定だとちょっと考える点がございましてけれども、それについてちょっとよろしく願います。ほかのものには考えられないって。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野企画政策課長。

○企画政策課長（河野 勉君） まずは農産物直売所というところからスタートして、その後広がりを持った中で加えていけるようなものがあったら加えていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） 今、和田さんも質問したと思いますけれども、和田さんもやっぱり直売所というのはあまりよくないという考えでいいんですよね。

〔発言する人あり〕

○9番（板倉正勝君） そういうことで、私はだから直売所にかかわらず、あの辺の開発ということであればいいと思うんですけれども、あまり何か直売所にこだわるということは、ほかに多目的とかそういうふうにしてくれば5次計画に入れても私は誠によいことだなと思っておりますけれども、その点だけ、ちょっと書類的なもので5次計画で直売所兼開発だということで、ただ県のほうとかに出してあるんだよというんだったらそれはそれでオーケーですけれども、ただ完全に直売所というふうに変えてやるというんだったら、ちょっと私もこれは賛成いかん、どうするかなって考えていますけれどもね。その点、ちょっとよろしく願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

田中企画政策課主幹。

○企画政策課主幹（田中英司君） 今、板倉議員のおっしゃっているもう広がりのあるもの、これについて、企画のほうでは、本来今日、今回の議会で過疎計画の財政的なものも本当は出す予定だったんですけども、県の横断的な調整会議を経てから議案のほうを出してくださいということで、それについては財政的な側面、過疎債を借りると、こういうような形で広がりを持った中で計画を進めていく。それについては直売所で、今河野課長が話したとおり、第一義的には農産物でスタートするんですけども、その一帯をそのときには高速バスのターミナルも併設するというような形で考えるも県等からのアドバイス等いただいた中で、そういった広がりを持った中で過疎計画の変更も予定しておりました。

そういった中で、その開発計画そのものの中では、農産物直売所に限らず、今後口コミ、そういったもので町の魅力発信、そういったものをどんどん広がりを持っていくのであれば地域内外の交流、そういった中で町づくり的な側面も含んでいますので、広がりを持った中で当初のスタートというご理解の中で捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） 今の説明ございましたけれども、単に直売所にはこだわらないだよということで考えていいですか。何か和田さんもうんうんってうなずいていますけれどもね。

○議長（松野唱平君） 平野町長。

○町長（平野貞夫君） インター周辺の開発、いろいろ考えられます。いろんな企業誘致で企業なんかの開発地域の照会があった場合には、あの辺を見せて検討していただいています。

そういった中で、今回の計画変更は、町として公共施設として整備するものについて掲げてあります。公共施設として整備するのが直売所ということであります。直売所といっても農産物だけではありません。先ほど課長のほうから答弁があったように、町民の皆さんの生活の支援として設置するものですから、当然野菜とあと日常食料、そういったものが町内業者で置ければまたそれはいいし、またいろいろ製造品、そういったものも置ければいいと思っております。そういったことでちょっと広く考えてはいます。ですので、農産物だけじゃないということをご理解いただけたらと思います。

○議長（松野唱平君） よろしいですか。

9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） ちょっとしつこいようですけども、しつこいですね、私、直売所ってもう時代遅れに入ってきていると思いますので、あまりそれにこだわらないで開発的に何かやるということについては大賛成ですよ。ただ、その賛成の中でも書類的に県のおりがいいように、一応長南町としては直売所だよという考えを持って、ただ書類審査的にうまくいってこれりゃいいという考えであればいいんですけども、ただあくまでも直売所ですとこのはちょっとという考えで、あの辺が発達してくれば一番いいことで、企業も誘致箇所にもなるだろうし、そのようにについては判定することに5次計画もないんですけども、ただ直売所というやつを県の書類的に通すのにいいようにやっているんだよというのか、直売所は小さいものをちょっと建てても直売所は直売所ですよ、大きくなくても。そういう点を少し、直売所にあまりこだわるとい

のはどうかなというので言っているんです。ただそれだけです。

○議長（松野唱平君） 平野町長。

○町長（平野貞夫君） おっしゃっていること分かりました。恐らくこの直売所ができることよっての相乗効果というのは結構大きいと思います。まずは町ができるものを造って、そういう周辺環境の開発というものを誘発できるような、そういったような環境をつくってあげるといのがまずは大事だというふうに思っています、何も無いところにいろんな事業は入り込んできませんので、取りあえず直売所を町で造ってあげて、その周辺にそういう相乗効果を期待すると、そういう狙いもあるということをご理解いただければと思います。

○議長（松野唱平君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 今までの意見をちょっと聞いていまして、これ反対か賛成かどうしようかなという感じもあるんですけれども、基本的には賛成をして、予定は未定にして決定にあらずということの関係でいきたいと思っていますけれども、直売所、農産物販売所造ればまたほかの人に迷惑もかかる、メリットもある人もいるということいろいろ難しいと思いますけれども、なかなかこの時世で難しいだろうと。品ぞろえも難しいでしょうし、大変なことにならないかなと思って危惧するところでもあります。

板倉さんも言っていますけれども、ちょっと疑問がありますけれども、各論がまた出たところで意見をさしあげたいとは思いますが、今日この段階では賛成を投じておいて、後でまた出てくれば基本的には私、販売所は反対でございますので、そういうことで対応しますけれども、意見として述べさせてもらいました。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 長南町第5次総合計画における前期基本計画を変更することについてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時55分を予定しております。

(午後 2時36分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時55分)

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第9、議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第10、議案第10号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 3点質問をします。

10ページの庁舎建設事業費の委託料、システム移設業務委託料と工事請負費のシステム移設工事のこの関係を教えてください。

2つ目、農林水産費の農業費、ほ場整備費の県営長南東部地区土地改良事業負担金、この進捗状況を知らせてください。

3つ目、13ページの林業振興費、崩落土砂防護対策工事はどの場所なのか、説明をお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、1点目は補正予算書の10ページ、2款総務費になりますが、これは6月定例会で工事費のシステム移設工事を補正をさせていただいたところでありましたが、内容を精査した結果、です。工事費ではなく委託費で実施することが適当であると判断したために、今回の補正予算で一部を科目構成させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2点目の質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） まず最初に、長南東部地区の負担金の進捗状況ということでございます。長南東部土地改良区の農地中間管理機構の整備事業でございますけれども、工事実施年度が令和2年から令和6年度末となっております。

進捗状況でございますけれども、事業費ベースで、令和4年度の工事発注済み分としては全体で35%となっております。また、来年、再来年と工事費が増えるということから35%、中間年では50%行っていればいいですけれども、事業費ベースということで35%でございます。

続きまして、崩落土砂防護対策工事の説明ということでございますけれども、崩落土砂防護対策工事は令和元年の10月25日、佐坪地区の熊野地先にて発生した山腹崩壊災害箇所でございます。崩壊箇所直下に4軒の民家があることから、県が事業主体となり治山工事を実施することとなりましたが、事業着工年度が未確定のため、その間の土砂災害対策として大型土のう延長30メートル2段を設置するために、令和2年第3回定例会にて補正予算の計上をさせていただいたところでございまして、今回の補正は令和4年度9月に県の北部林業事務所が治山工事を発注したことから、この令和2年度に町が設置した大型土のうの撤去工事に係る費用をお願いするものでございます。

以上でございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 何点かありますが、聞く内容をご連絡してあるつもりでおりますけれども、歳入の関係で国庫補助金というのがありまして、この中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのがございまして、この項目が私なりに足してみますと約3,500万円ぐらい、これ合っているのかな——ぐらゐを国庫から補助金を頂けるといふことで、一つはこの3,500万円が合っているかどうかだとして、この3,000万円何がしは上限が設定されて、本町に長南町はこれぐらい出しますから何から使えますかというふうに来たのかということ、上限が設定されていたのかなと。これはどの補助金も同じですけれども、いたのかなというのが一つ。

それから、これいつ頃国から町に打診があったのかなというのが2つ。

それから、この補助金というのは、コロナ対策ですから我々議会で使えない補助金なのか、その辺を一つ。

まず、それをちょっと聞きます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野企画政策課長。

○企画政策課長（河野 勉君） まず、臨時交付金の上限設定のお話でございます。こちらは令和4年9月20日に、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定をされまして、臨時交付金に4,000億円が追加をされ、コロナ感染症対策予備費2,000億と合わせて6,000億円が重点交付金となりました。

交付限度額につきましては、人口や物価上昇率等を基礎として算定をしました額に、決められた市町村分の算定率を乗じて決められております。千葉県への交付限度額が123億4,587万3,000円のうち、長南町分としまして3,047万円、率にしますと0.247%分が示されているところでございます。

続いて、国からの打診の時期ですけれども、交付限度額の通知は9月20日付で国のほうから参っております。

3点目、この補助金は議会ではもらえないのかというお話ですけれども、過去にも感染症対策としまして、議場においても設置してありますこのアクリル板関係も、確かコロナ交付金で購入のほうしているのかなと思いますので、事務局と相談をしていただいて、コロナ交付金の対象となるものがあるよということであれば当然対応のほうはさせていただけると思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） はい、分かりました。3,047万円本町の上限ということで、9月20日に国のほうから通知があったのですかね。そのぐらいに、9月に通知があったということでもあります。

今聞きましたら、あまり必要ないと思いますけれどもアクリル板を買ったんじゃないかということで、ということは議会もこの補助金の恩恵を気づかしたということでもありますけれども、先日議長にちょっと確認をしました。執行部のほうから、こういうコロナ関係の補助金があるので何か議会に対して打診がありましたかということで、議長、いやないですということでお答えいただきました。これ議会にも話してくれるのがいいのかなというのが一つと、私前からもちょっと話をしていますけれども、コロナ関連ということで、議会で言えばリモートで会議ができるとかというようなこともコロナ対策の一つであります。

そこで、この交付金、補助金を使わせていただいて、タブレットパソコンを十何台買って、来年からのまたコロナに対応できる体制を整えていくということで、誠にこれ連絡いただければ、100万ぐらいあれば恐らくこれ買えるんじゃないかなと思うんですけれどもね。

関連するあれで、空気清浄機を相当な台数で購入するというので、これまたどこに何台買うかをお聞きするわけですけれども、ちょっとこの辺が執行部もよく考えていただかないと、我々にも議長のほうに打診してもらおうということがされていないと、このされていないことについてどう思うか、一度お聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野企画政策課長。

○企画政策課長（河野 勉君） このコロナ交付金の関係につきましては、令和2年度のコロナ交付金が始まった時点から、議会全員協議会にてこの活用の内容の説明のほうはさせていただいておまして、今回のこの補

正内容につきましても、先般11月30日に議会全員協議会の中で、12月の補正に先駆けて、内容の説明に関しましては説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） さっきのタブレットにつきましては、議会の内部の検討が進んでいないので、別に執行部が悪いわけでも何でもないんですけども、我々がもうちょっとしっかりしておって先に進めておれば、じゃその交付金でもらおうということが言えたのかもしれないんですけども、ちょっと時既に遅しということで、分かりました。

もう何点か聞いてよろしいですかね、議長。

○議長（松野唱平君） はい、どうぞ。

○10番（加藤喜男君） これは終わりました、10ページ、2の1の委託料で、PDFデータ作成委託料ということで49万5,000円、金額は別にいいんですけども、確か広報等のPDFを云々という話を江澤課長、確か説明したような気があるんですが、例えば広報のPDF化というのはもう町のホームページに今PDFが載っていて我々見られるんですけども、ちょっとこの辺がもう一回、何をPDF化しようと思っているのか、再度ちょっとお聞きさせてもらいたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野企画政策課長。

○企画政策課長（河野 勉君） 広報以外に何をPDF化するかというご質問ですけれども、まずPDF化する内容としましては町勢要覧、こちらのおおむね四、五年周期で発行してございまして、1966年から2020年までに11冊が町勢要覧として作成されてございますので、そちらのPDF化。

続いて、記念誌ですね。こちらは1965年の10周年史から2015年の60年史まで7冊、こちらのPDF化を行います。

また、広報紙は、昭和30年6月に第1号を発行してございまして、65号までは紙の劣化もありまして、今後PDF化を含んで保存方法のほう、現在検討中なんですけれども、平成14年4月以降は既にPDF化を済ませてございます。

今回のこの広報のPDF化の内容につきましては、昭和47年の11月号から平成14年の3月号まで、230号分を委託をしてPDF化をするという予定になっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。要覧とかいろいろあるということですが、相当なページ数になると思いますけれども、そんな高くないって言ったらおかしいけれども、49万5,000円でそれができるのかなということで、ちょっと相場がよく分かりませんが了解をいたしました。

紙は燃えればなくなっちゃうし、信号も下手するとなくすことがあると、また時代の流れによって記録の媒体の方法がだんだん変わっていくと、それに追従してやっていかないと後で見られなくなっちゃうという、いろいろ時代の変遷でVHSだってそのうち見られなくなっちゃって、いろいろどんどん変わってまして、

もう今CDなんてのはもう誰も使っていないみたいな感じになっちゃいましたけれども、この辺の対応というのは変わってもいけるようなことは十分考えていてくれると思いますが、いかがですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野企画政策課長。

○企画政策課長（河野 勉君） まず、過去、例えばPDFでいろいろなデータ等を作っていた内容、こういう過去のデータをないがしろにして、この後見られなくなってしまったというような扱いは当然する予定はございませんし、そのようなデータといいますのは、町の歴史的資料として守っていくべきものだろうと考えております。

例えば音楽を例にしますと、昔のカセットテープなどの音源も、大切なものというのは記録媒体を変えながらデータは引き継がれておりますので、今のデータの記録媒体が大きく変わってしまう際にも昔のデータを引き継げるような変換できるシステムはできてくると思いますので、そのあたりは使えなくなるということがないように新しいものに引き継いでいきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） よろしくお願いをいたします。

あと2点だけ。

さっきのエアドッグは何台でしたっけ、1回聞いたんですが。あと、これは国産品ですかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） エアドッグを予算計上させていただいておりまして、台数は66台となりまして、国産品ではなく中国製品ということになっております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 66台もよくかき集めてきたなと思いますけれども、そうですか、分かりました。これ1台あればあれですけれども、10台削ってもらえばパソコンが10台ぐらい買えますけれども、まあんなことは……。

あと最後に、イノシシの今年度の、イノシシに限らず捕獲の実績と近年の変化の状況、それからイノシシをアルソックに持っていった比率がどのくらいかなと、ちょっとこれ参考までにお聞きしましょう。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三上農地保全課長。

○農地保全課長（三上達也君） イノシシをはじめとしました有害鳥獣の捕獲状況でございますが、昨日の時点までの状況で報告をさせていただきます。

まず、イノシシ、これが433頭、アライグマ426頭、ハクビシン57頭、それから鹿55頭、キョン52頭、合計しまして1,023頭の捕獲を行ってございます。

続いて、捕獲数の近年の推移ということですが、データ比べますのに、11月末時点で今年と昨年と比較してみましたところ、どの獣種、動物の種類におきましても捕獲数は増えている状況でございます。代表的

なところだと、イノシシで約70%の増、それから鹿、キョンといった鹿類に関しましてはかなり増えておりまして、鹿133%、キョン212%、こういった増加の状況であります。

この辺の理由として挙げられますのは幾つか要因があるかと思っておりますが、まず生息数の増ということ、それから補正予算でお願い申し上げました従事者の増加、捕獲圧団というふうに申し上げますけれども、こういった圧力の高まり、それからここ近年の動きですが、偶数年、令和で言うと4年、2年ですね、平成の終わり頃から、偶数年にはちょっと捕獲数が多いという状況が続いておりますので、お含みおきいただければと思っております。

それから最後に、アルソックさんへの持込みの率ということでございますが、これはまた昨日の時点でイノシシが433頭、全部で捕獲したわけでございますが、そのうち147頭をアルソックさんのほうに持込み・解体としております。割合にしまして33.9%でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） よく分かりました。ひとつ大変ですが、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

5番、御園生君。

○5番（御園生 明君） 12ページのほ場整備費なんですけれども、この負担金は農地中間管理機構関連事業の負担金だと思いますけれども、県では既に2つの工区発注になっております。そのうち1工区につきましては、契約解除の方向で今進んでおります。その関係で、この負担金につきましては影響があるのかどうか、その辺を伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） この県負担金につきましては、議員説明のとおり農地中間管理機構関連の整備事業、県営事業で行っております。町としては、毎年度の事業費の7.5%分を負担金として県へ納入をしておるところでございます。

今回補正でお願いする額につきましては県営事業費の増額によるものでございまして、令和5年度で事業実施予定の一部7,455万円を令和4年度事業へ県が追加補正することから、この額の7.5%の559万2,000円をお願いするものでございます。先ほどのまだ契約解除の私どものほうの正式な決定は来てございませんが、今回補正に係る負担金への影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

7番、森川君。

○7番（森川剛典君） それでは、2点質問させていただきたいので、一問一答でお願いしたいと思います。

まず、4ページですね。ここに債務負担行為で、給食所の調理委託料で、令和5年度から3年間で9,504万円が記載されていますが、今後はという捉え方でお聞きをします。

1点、まず調理委託に踏み切った理由、原因について説明していただきたい。その中で、コスト的にはどう
いう変化になるかを教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三十尾給食所長。

○給食所長（三十尾成弘君） それでは初めに、理由等について説明させていただきます。

給食業務におきましては、正規の職員2人と会計年度任用職員4人の計6名で調理体制を維持してきてお
りましたが、調理員の確保については苦慮しているところでございます。本年9月には会計年度任用職員1人が
退職いたしまして、その代わりといたしまして役場職員2人ずつ、衛生管理を徹底した上で給食所業務のほう
へ入っていただき、7人体制で調理業務を現在行っているところでございます。このような状況の中で、将来
にわたって学校給食を安定的かつ継続的に提供することが難しい状況になっております。

この問題を解決するために、調理を民間委託することにより、そのノウハウや専門性、柔軟性を取り入れ、
将来にわたりまして安全で安定した給食調理体制が構築されることから、調理業務を委託する考えをしており
ます。なお、学校給食全般につきましては、実施主体であります長南町が今後も責任を持って行ってまいりま
す。

2点目のコストの関係でございますが、令和4年度の当初予算ベースで委託した場合と同じ条件で試算し、
比較いたしますと、委託した場合、1.05倍ということになっております。現状は調理員に会計年度任用職員を
充てることでコストを削減しておりますが、その任用が難しくなり、安定的な供給のために委託するもので、
直営で正規職員を増やすよりもコスト的に安く、よりよい選択であると考えますので、ご理解をいた
さしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川君。

○7番（森川剛典君） 理由は分かりました。

それでは、再質問として新たな部分を加えて3点お聞きしますが、コスト計算なんです、私概算でやっ
ていますので、9,504万円、これ3年間で割る。それから、この間お答えになった、これ教職員入れていないん
ですが362人ぐらいかな、190日ぐらい提供するのかな。概算でやると460円ぐらいかかるんですね。前回、我
流の計算で、ボイラーを変えたとき539万かかったんで、これ私試算したら3か月分だったんですよ。今回は
2か月分なんですよ、9,500万という。

そんなわけで、いや1.5倍ぐらいになるよ、計算の基礎が違うと思うんですが、平たく1食幾らの計算がこ
んなふうになったというようなことが言えるのかということで、それを1点お聞きします。

あと、保護者、この給食費が無償で気がつかないんですが、私的には負担額増えているんじゃないかなと。
この場合、今後も万が一は負担が増えることがあると思うんですが、この無償は保護者分に求めないで無償を
続けていくか、この確認が2点目。

3点目は、先ほども農産物直売所のことが出ましたが、農産物を扱っている方、この方たちに言われている
のが、もっと給食に地元の農産物を使ってほしいと、そういう要望を町に伝えてくれと言われていま
す。今までよりそういう調理委託をするということであれば、私は民間業者のほうが地消地産の農産物を使いやすいん

じゃないかと、町のほうからですね。今までの割合は分からないですけども、例えば10%、20%は地産地消で給食を行ってくださいと、そうお願いした場合には、かえって業者のほうが安定してそういう農産物を消費できるんじゃないかと思うんですが、この辺の考え方についてお聞きします。お願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三十尾給食所長。

○給食所長（三十尾成弘君） それでは、まず9,504万円、これにつきましては3年間合計の限度額ですので、1年ごとですと限度額は3,168万円となります。

次に、食数のほうでございしますが、1日当たり約400食、年間200日の供給ですので、1年間で約8万食となります。

1食当たりの単価ということになりますが、令和4年度の予算ベースで委託した場合の限度額と同じ条件で試算してみますと、1年間で約3,077万円ということになりまして、それを8万食で割りますと、現在は1食当たり385円ということになります。委託の場合につきましては、同じ8万食で割りますと435円となりまして、比較は50円増、1.13倍ということになります。

繰り返しになりますが、よりよい選択肢であるということと考えておりますので、ご理解のほうはお願いしたいと思います。

続いて、無償化の関係ですが、引き続き子育て支援の一つとして無償化は続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうはお願いいたします。

最後に、食材の関係でございします。これにつきましては、委託になっても献立の作成や食材等の調達については給食所で行います。地元産の農産物をもっと使ってほしいということになりますが、必要な量を安定して供給していただければ、当然町のものを使っていきたいと考えております。

参考までに必要な量で申し上げますと、汁物でよく使いますコマツナ、これですと1回約5キロ使います。1袋大体200グラム程度と聞いておりますが25キロ、これが安定して供給していただけるような農家があれば、もちろん地元産を優先に使いたいというふうに考えております。また、お米につきましては、今現在計画なんですが、地元の営農組合や大規模農家の方に協力を願って、長南産を全部使用するというような方向で現在は進んでおります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川君。

○7番（森川剛典君） 1点目の計算、ありがとうございます。これは概算ですけどもね。

そうすると、2点目にもつながりますけれども、50円、保護者が無償化じゃなくて払っていけば、余分に経費がかかるわけですね。ということで町が若干負担が増えていると。こういう面は、保護者の方にも、無償化していく中で、町はこういう経費も増がありますけれども負担していきますよと、私たちがそれを認めるわけですから、ぜひ町民に周知とかしていただきたいと思っております。

3点目の件ですが、難しいことは分かるんですよ。必要量確保とか安定とか。その中で、こういうものが必要だから持ってこい、作れと、この辺の関係は非常に難しいと思うんですね。でも、こういう部分も育成していかなきゃいけないと思いますね。農産物直売所の話もありますけれども、そういうところに出荷する人が多

くなるとか、作る面が多くなるとやはり供給量も増えていくんですね。ですから、その辺はぜひ持ってこいという考えじゃなくて、使ってあげるから作りなさいよと、こんな相談も必要じゃないかと思うんですよ。若干ちょっと地産地消やっていくにはは面倒くさい面もあるんですが、その辺を考慮しながら、ぜひ子供たちに自分たちの町の食材を提供してほしいと、そう要望して質問を終わります。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 所管の委員長で誠に恐縮なんですけれども、確認という意味で、業務委託というのは要は調理員の労働者を派遣してもらおうと、それだけであとの管理は従来どおりということではよかったんではかね。ちょっと確認という意味で。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三十尾給食所長。

○給食所長（三十尾成弘君） 今、加藤議員がおっしゃったものにつきましては、若干ニュアンスが違います。派遣とは違いまして、あくまで委託する者については調理、また食器等の洗浄ということになりますので、その辺派遣とは若干違うという認識ではいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 食器を洗うのも調理のうちの一つだと思いますけれども、要はある会社に何人出してくださいと、料理こういうふうに作りなさいという指令で作って洗って帰るということですから、労働者の派遣というような違うような同じような感じですね。別に献立を考えるわけでもなく、材料を調達するわけでもなく、与えられた材料で与えられた場所で与えられた仕事をして、食器を洗って帰っていくというのをある会社の人に契約して何人お願いしますということで、例えばA B C D、Aさんがもし駄目ならほかのFさんを連れて来てもらうとか、それは向こうの勝手なんですけれども、そういう契約を考えておるということですよ。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三十尾給食所長。

○給食所長（三十尾成弘君） ちょっと内容的に分かりづらくて申し訳ございませんが、派遣の場合ですといろんな指示された仕事をやる、その辺はニュアンス的には一緒になろうかと思いますが、この業務全体をその受託者が責任を持って調理員を確保して行う。何人よこせ、何人派遣しろとか、そういうものではございません。1日当たりの食数とか、そういうものを示した中で調理を献立を示した中でやるということですから、派遣とは若干ニュアンスが違うという発言をさせていただきましたので、その辺はそういう解釈でよろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 材料と献立は町から指示ということではよろしいですね。

○議長（松野唱平君） 三十尾給食所長。

○給食所長（三十尾成弘君） 町から指示ということじゃなく、町が行うということになります。献立を示してその献立どおりに作ってもらうということになりますので、そういう業務から言うと派遣とは若干違うという

解釈しております。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人あり〕

○議長（松野唱平君） 反対ですか、賛成ですか。

〔「賛成討論です」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） それでは、賛成の発言を許します。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 今回の補正は、電気・ガス・食品等の高騰重点支援地方交付金として3,044.3万円が出ています。公共施設などの感染対策事業として空気清浄機エアドッグを62基657万8,000円を購入します。これは全体の22%を占めています。長南町で町営ガスを1か月間無料にした場合は1万4,078円となります。これには多く利用している会社などがあるため、もっと少なくなるのかなと思います。

私は、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として出されたものだから、62基の空気清浄機は一般会計から出すべきだったと思います。しかし、全体的にはいろいろな分野に幅広く交付金を活用しているので、賛成したいと思います。

○議長（松野唱平君） ほかに討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第11、議案第11号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第12、議案第12号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

○議長（松野唱平君） 質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第13、議案第13号 損害賠償額の決定及び和解することについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） これは全部町の過失というか があったんでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今、和田議員さんが、今回5対5の関係で、町の損害賠償額が1万2,328円というようなことでお願いをしている関係では、保険会社との協議の中では、現場の状況を見ますと、マンホール表面より前後左右で段差が生じておりました。それは最大差12センチというようなことでありました。

また、相手方の状況といたしましても、昼間ということで、当然注意義務というようなこともありました関係で5対5の補償割合となったところでございます。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） この損害賠償、2件目だったかな、最近で。3件目。近年、そういうことが出てきていると。また、傾向的に町に言えば金くれるだろうという傾向もあるかもしれない、増える傾向にあるかもしれない。これについて、町はどのような対策を講じていきたいというふうに考えているか、分かればお聞きかせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 町の対策といたしましては、まず職員が、日頃町内を出張であったり何かの関係で各家庭に訪問したりとか、町内に出ることが多いかと思えます。そのようなことから、4月当初に道路等にそういうちょっと問題が起きそうな部分があれば、ぜひ担当課に報告していただきたいというようなこともお願いしましたし、郵便局とも協定を結んでおりますので、郵便局にも4月早々にまた今年度も引き続きお願いいたしますというようにお願いをしております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 前にも聞いておるのかもしれませんが、郵便局は非常に津々浦々までオートバイで行っていますので、オートバイ運転している人から見ればここは危ないなということで多分連絡がありますけれども、郵便局からの実績はありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今年度の場合では、総務課としては郵便局からは報告を受けていない状況です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 提案でもないんですけども、やっぱりこれ職員は、郵便局は非常にいいと思います

けれども、職員なんてのはそんなに津々浦々まで行くことはそんなにないわけだと思います。デスクワークも多いですからね。

例えば私も今区長を仰せつかっておりますけれども、区長とかそういう人たちに、年1回、2回でも点検をお願いして報告を上げてもらうとか、これは道路の陥没、案内板の曲がったとかいうあれではなくて、そういうあれだけじゃなくてほかにも多分あるんでしょうけれども、前から思っているんですけども、災害の関係もあると。どっかで電柱が曲がったとか電線が切れたとか、東京電力なんかはそういうので人を集めて連絡システムがありますけれども、町も災害時も対応できるわけですけども、異常時が発見された場合に、今ですからその写真もしくは動画を撮って役場のほうへ連絡してくれるというシステムですね。

ただ、これ誰でもいいからというふうになると大変多くなっちゃいますから、できれば各地区に配置して、そういうSNSを使える人を充てて、日頃から何かあったらその写真を撮って、動画を撮って役場のほうへ連絡してくださいというようなことをやっておきますと、すぐやる課ではないんですけども、早くやれば災害補償することもなくなるかもしれないので、この辺ひとつ前向きに、災害もありますので、区長の関係もあるでしょう。ひとつ前向きに検討していただきたいということで、提案として述べさせてもらって終わります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 質問なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 損害賠償額の決定及び和解することについてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調整に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

令和4年第4回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 3時44分)